

熊本市公報

第 1 4 9 6 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第 32 号）	2716
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第 33 号）	2719
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 34 号）	2722
○熊本市長等の給料の特例に関する条例（第 35 号）	2723
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（第 36 号）	2724
○熊本市税条例の一部を改正する条例（第 37 号）	2725
○熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例（第 38 号）	2731
○熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（第 39 号）	2733
○熊本市立学校部活動支援基金条例（第 40 号）	2735
○熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例（第 41 号）	2737
○熊本市火葬場条例の一部を改正する条例（第 42 号）	2738
○熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例（第 43 号）	2739
○熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例（第 44 号）	2740
○熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 45 号）	2741
○熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 46 号）	2742
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 47 号）	2743
○熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（第 48 号）	2744
○熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 49 号）	2745

規 則

○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 50 号）	2746
○熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第 51 号）	2748

公 告

○熊本都市計画事業富合町中心市街地土地区画整理事業の事業計画（第 1 回変更）の認可の公告 （公告第 544 号）	2750
--	------

消 防 局

○熊本市火災予防条例第 4 2 条の 3 の規定に基づく告示（東消防署告示第 1 号）	2751
---	------

条 例

条 例 第 32 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 23 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 24 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ）」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という）に改め、「、勤務時間条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 24 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ

て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第26条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の熊本市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

条 例 第 33 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 18 条の 2 第 1 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条の 3 第 1 項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間を超えない」を「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、次のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内
- (2) 1 年につき 77 時間 30 分を超えない範囲内

第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とする。

第 18 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）第 27 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 熊本市職員の育児休業等に関する条例第 27 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの日における子育て支援時間の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「新条例」という。）第 15 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同条第 2 号中「7 7 時間 30 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、新条例第 18 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた

措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

条 例 第 3 4 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 1 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表に次のように加える。

9 3	熊本市人権尊重のまち づくり条例（仮称）検 討委員会	熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）を策 定するため、必要な事項を審議する。
-----	----------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 35 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市長等の給料の特例に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第 1 条 令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間(以下「特例期間」という。)
における市長及び副市長の給料月額、熊本市長等の給与に関する条例(昭和 31
年条例第 26 号)第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に
100 分の 20(副市長にあつては、100 分の 10)を乗じて得た額を減じて得
た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とす
る。

(交通事業の管理者の給料の特例)

第 2 条 特例期間における交通事業の管理者の給料月額は、熊本市企業管理者の給与
に関する条例(昭和 41 年条例第 48 号)第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定
する額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、
手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 7 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

条 例 第 3 6 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第
5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項から 1 5 の項までを 1 項ず
つ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

条 例 第 37 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 7 号」に改める。

第 13 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 13 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 27 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第41条の2第1項第2号中「100の0.7」を「100分の0.7」に改める。

第42条第1項第1号及び第131条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の5を削る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の

全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0. 1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 7 5 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 7 5 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第 2 1 条中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附則第 25 条第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 27 条、第 28 条の 2 第 1 項ただし書、第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 13 条及び第 13 条の 3 の改正規定並びに附則第 3 条の規定 公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

第 2 条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）附則第 25 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(公示送達に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 13 条の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 27 条及び第 28 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 28 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」

とする。

3 新条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 28 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の熊本市税条例（以下「旧条例」という。）第 28 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、熊本市税条例第 74 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 76 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 熊本市税条例第 76 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第

- 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。) の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

条 例 第 38 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和 39 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

勤務年数					
5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
229	329	429	534	709	909
219	318	413	513	659	849
214	303	388	478	624	809
204	283	358	438	564	734
200	264	334	409	519	689

」

を

「

勤務年数						
5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上

千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1, 079
229	329	429	534	709	909	1, 009
219	318	413	513	659	849	949
214	303	388	478	624	809	909
204	283	358	438	564	734	834
200	264	334	409	519	689	789

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に退職した消防団員(次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。)について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給されたこの条例による改正前の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

条 例 第 39 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「14, 200 円」を「14, 500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は、適用日以後の期間に係る補償（令和 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補

償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）をいう。以下同じ。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 5 条第 3 項の規定は、その者に係る第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を上回る場合に限り、適用日以後の期間に係る補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(1) 適用日以後の期間に係る補償の基礎となる補償基礎額の算定について、新条例第 5 条第 3 項の規定を適用したならば同条第 2 項の規定による金額に加算すべきこととなる金額の合計額

(2) 適用日以後の期間に係る補償の基礎となる補償基礎額の算定について、この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 3 項の規定を適用したならば同条第 2 項の規定による金額に加算すべきこととなる金額の合計額

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

条 例 第 4 0 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市立学校部活動支援基金条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校部活動支援基金条例

(設置)

第 1 条 市立学校の部活動の持続可能な運営に要する経費の財源に充てるため、熊本市立学校部活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第 1 条に規定する経費の財源に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一

部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 1 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成 2 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「第 8 条第 1 項の規定により」を「第 4 条第 1 項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

条 例 第 4 2 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市火葬場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火葬場条例の一部を改正する条例

熊本市火葬場条例（平成 1 0 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市植木火葬場の項中「植木町滴水 6 2 8 番地 1」を「植木町滴水 6 2 6 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 3 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本市民生委員定数条例(平成 2 6 年条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

本則中「1, 4 6 9 人」を「1, 4 7 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 4 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和 4 8 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中 1 9 の項を削り、2 0 の項を 1 9 の項とし、2 1 の項から 1 2 6 の項
までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 5 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 6 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 2 0 年条例第
1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項第 1 号中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年
度任用職員にあつては、満 3 歳）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同
項第 7 号中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあ
つては、満 3 歳に達する日の翌日）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 7 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 1 年条例
第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項第 1 号中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年
度任用職員にあつては、満 3 歳）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同
項第 7 号中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあ
つては、満 3 歳に達する日の翌日）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 8 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 3 年条例第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 3 号ウ中「第 6 4 条第 1 項第 2 号」を「第 2 0 条の 3 第 9 項」に、「同号」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 9 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年条例第
1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 号中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年
度任用職員にあつては、満 3 歳）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同
項第 7 号中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあ
つては、満 3 歳に達する日の翌日）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

規 則

規 則 第 5 0 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年規則第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項から 1 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 3 の 1 の項条例別表第 3 の事務の区分の欄中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同表 3 の項事務の欄を次のように改める。

生活に困窮する外国人に対して生活保護法第 1 9 条第 1 項に準じて行う保護の実施に関する事務
--

生活に困窮する外国人に対して生活保護法第 2 4 条第 1 項に準じて行う保護の開始又は同条第 9 項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

生活に困窮する外国人に対して生活保護法第 2 5 条第 1 項に準じて行う職権によ

る保護の開始又は同条第 2 項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

生活に困窮する外国人に対して生活保護法第 2 6 条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

生活に困窮する外国人に対して生活保護法第 6 3 条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

生活に困窮する外国人に対して生活保護法第 7 7 条第 1 項又は第 7 8 条第 1 項から第 3 項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第 7 8 条の 2 第 1 項又は第 2 項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

規 則 第 51 号

令和 7 年 6 月 30 日

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築基準法施行細則（昭和 46 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 5 省令第 5 条第 2 項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準として規則で付加するものは、次の表のとおりとする。

	調査項目		調査方法	判定基準
1	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）（第 2 項の表に掲	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があるこ

	げる建築物に設置 されている防火扉 が常閉防火扉のみ である場合に限 る。)			と。
		扉の取付けの状 況	目視等又は触診 により確認す る。	取付けが堅固で ないこと。
		扉、枠及び金物 の劣化及び損傷 の状況	目視等により確 認する。	変形、損傷又は 著しい腐食によ り遮炎性能又は 遮煙性能に支障 があること。
		固定の状況	目視等により確 認する。	常閉防火扉が開 放状態に固定さ れていること。
	人の通行の用に 供する部分に設 ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間を ストップウォッ チ等により測定 し、扉の質量に より運動エネル ギーを確認する とともに、必要 に応じてプッシ ュプルゲージ等 により閉鎖力を 測定する。	防災区画に用い る防火設備等の 構造方法を定め る件（昭和 4 8 年建設省告示第 2 5 6 3 号）第 1 第 1 号の規定 に適合しないこ と。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備」を「防火設備（政令第 1 6 条第 3 項第 2 号に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

公 告

公 告 第 5 4 4 号

令和 7 年 6 月 2 3 日

熊本都市計画事業富合町中心市街地土地区画整理事業の事業計画（第 1 回変更）について、土地区画整理法第 3 9 条第 2 項において準用する同法第 2 1 条第 1 項の規定により認可したので、同法第 3 9 条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 大西 一史

記

1 組合の名称

富合町中心市街地土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和 4 年 5 月 2 7 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

3 施行地区

熊本市南区富合町廻江字江端、廻江字浦田、廻江字外平の各一部、
清藤字平木の各一部

4 事務所の所在地

熊本市南区富合町清藤 2 番地 1 アングレカム 1 0 3

5 設立認可の年月日

令和 4 年 5 月 2 7 日

6 事業計画変更認可の年月日

令和 7 年 6 月 1 9 日

消 防 局

東消防署告示第 1 号

令和 7 年 7 月 1 5 日

熊本市火災予防条例(昭和 3 7 年条例第 1 1 号)第 4 2 条の 3 第 1 項の規定により、
次の催しを指定催しとして指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

熊本市東消防署長 森 幸誠

催しの名称	再春館製薬所 T K U 江津湖花火大会 2 0 2 5
催しの開催場所	下江津湖周辺
催しの開催期間	令和 7 年 8 月 3 0 日 (土) 令和 7 年 8 月 3 1 日 (日) (順延日)